

目黒区環境基本計画改定素案に対するパブリックコメントの実施結果について

1 パブリックコメントの概要について

目黒区環境基本計画の策定にあたり、令和4年11月29日から令和4年12月28日まで目黒区環境基本計画改定素案に対するご意見を募集しました。これは、平成21年2月25日制定の「目黒区パブリックコメント手続要綱」に基づくパブリックコメントとして実施したものです。

お寄せいただいたご意見とそれに対応する検討結果をパブリックコメントの実施結果としてまとめています。なお、長文にわたるものや重複、具体的な名称等は、趣旨を損なわない範囲で一部省略、追記、要約または分割している場合があります。

2 意見募集期間

令和4年11月29日(火) から 令和4年12月28日(水) まで

3 周知方法

- (1) 掲載場所 めぐる区報（令和4年12月1日号）、ホームページ、Twitter、LINE、YouTube
- (2) 配布・閲覧場所 目黒区総合庁舎本館1階区政情報コーナー、6階環境保全課、目黒区エコプラザ、地区サービス事務所（東部地区を除く）、住区センター、区立図書館
- (3) 説明会等 オープンハウス型説明会 ※日程は下表のとおり

※【参考】オープンハウス型説明会日程

実施月日	時間	会場	来場者数
12月13日(火)	14:00～17:30	総合庁舎本館1階西口ロビー	2人
12月14日(水)			7人
12月15日(木)			10人
合計			19人

4 意見提出者数

区分		種別			計
		書面	F A X	電子	
個人	提出者数	4	1	8	13
	(意見数)	(4)	(1)	(23)	(28)
団体	提出者数	1	0	3	4
	(意見数)	(11)	(0)	(25)	(36)
議会	提出者数	0	0	4	4
	(意見数)	(0)	(0)	(52)	(52)
合計	提出者数	5	1	15	21
	(意見数)	(15)	(1)	(100)	(116)

5 対応区分別件数

番号	内容	計
1	ご意見の趣旨を踏まえて、環境基本計画に反映します。	18
2	ご意見の趣旨は環境基本計画改定素案に取り上げており、趣旨に沿って取り組みます。	31
3	ご意見の趣旨は環境基本計画には取り上げませんが、事業実施等の中で趣旨を踏まえて努力します。	45
4	ご意見の趣旨は、今後の検討・研究の課題とします。	9
5	ご意見の趣旨に沿うことは困難です。	5
6	ご意見の趣旨を関係機関・団体に伝達します。	0
7	その他	8
合計		116

6 パブリックコメントで寄せられた意見と検討結果

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	対応区分	検討結果(対応策)	所管
1	1	個人	電子	内容は素晴らしいが、区民の世代間での共有を工夫してください。各世代が我が事として、認識すべき。シニアはDXに抵抗感、敬遠しがち、紙の区報、住区掲示板、図書館掲示、住区センター掲示をお願いします。学童、学生は校内掲示を。	2	改定する計画の内容や計画に基づく具体的な取組については、区報やポスターの掲示など、インターネットを利用しない方にも分かりやすくお伝えする手法による周知を図ってまいります。また、LINEやTwitterといったSNSも活用し、様々な年代の方へ周知、啓発を継続してまいります。	環境保全課
2	1	個人	電子	・環境学習の促進・・・ゼロカーボンシティの実現に向けて一番大切なのは、区民に温暖化問題について広く知ってもらうことだと思います。講座を開くのに大賛成です。「350 Japan」という団体の講座がとても分かりやすく、正しい情報と、危機感のある現状を区民の方々へ伝えることができると思います。ご存知なければ一度お聞きになっていただきたいです。参考までにURLをご案内しておきます。https://world.350.org/ja/about-us/	2	いただいたご意見も参考に、より多くの区民が環境にやさしい取組を実践できるよう環境学習講座を実施してまいります。	環境保全課
2	2	個人	電子	・ゴミについて・・・生ごみを減らすため、生ごみ処理器やコンポストをもっと推奨して欲しいです。購入や設置に補助金の交付をご検討していただきたいです。	4	2022(令和4)年度家庭ごみ組成分析調査によると、燃やすごみの中には生ごみが約1/4含まれており、燃やすごみの減量には生ごみへの対策が有効であると考えております。コンポストについては、生成された堆肥の有効利用が家庭環境によっては困難であったり、管理の難しさや虫・臭いの発生などの課題もあることから、作られた堆肥の活用方法も含め、今後の研究課題とさせていただきます。	清掃リサイクル課
3	1	個人	電子	プラスチックゴミの分別をもっと細かくした方がよいのではないかと考えています。	2	基本方針2の施策13にプラスチックのリサイクルの推進を掲げており、2023(令和5)年7月から製品プラスチックも新たに資源としての回収を開始し、リサイクルすることを予定しております。	清掃リサイクル課
3	2	個人	電子	また神奈川県の一部や都内の一部でも実施していますコンポストの助成金等の導入を希望します。	4	コンポストについては、生成された堆肥の有効利用が家庭環境によっては困難であったり、管理の難しさや虫・臭いの発生などの課題もあることから、作られた堆肥の活用方法も含め、今後の研究課題とさせていただきます。	清掃リサイクル課
4	1	個人	書面	目指すべき環境像の基本方針「みどりを感じるまち 身近なみどりをはぐくみ、みどり豊かな未来をつくる」について賛成。一方で、東京都が進める明治神宮外苑の樹木伐採や建築物へのソーラーパネル設置義務化に強い反対を唱えたい。 目黒のみどり、樹木保全に対する価値を見直していただき、屋上緑化などの建築物緑化政策を促進していただきたい。未来のために緑を増やしていきましょう！	2	基本方針3の施策の目標3-1に掲げており、目黒のみどりの保全・創出と質の向上に努めてまいります。	みどり土木政策課
5	1	個人	電子	長年、自由が丘に住んでいます。商店の住宅地域への出店、にじみ出しのため、毎年、住環境悪化しています。 今後、出店禁止して下さるよう、お願い申し上げます。	5	自由が丘駅周辺は商業系と住居系の用途地域が隣接する地域になっております。 住居系の地域においても、小規模な日用品の販売を主たる目的とする店舗、喫茶店などは建築することは可能です。商店の出店を一律に規制することは困難であると考えております。	建築課 都市計画課
6	1	個人	書面	未来のために、みどりを大切に、みどり豊かな目黒区となるよう計画をすすめてほしい。	2	改定素案では、基本方針3で、「身近なみどりをはぐくみ、みどり豊かな未来をつくる」ことを目指していくとともに、みどりの保全や創出、質の向上に向けた指標、取組点検項目及び施策を掲げており、これらの施策を推進してまいります。	環境保全課

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	対応区分	検討結果(対応策)	所管
7	1	個人	書面	先日、COP15生物多様性の条約「昆明～モントリオール宣言」が採択された。今後、目黒の環境政策へどのように反映させていくのか。保全のための行動について、計画に反映させていくべきではないだろうか？	2	基本方針3の施策の目標3-2に掲げており、生物多様性の確保に努めてまいります。	みどり土木政策課
8	1	個人	FAX	豊かなみどりの形成 P17② P51取組点検項目について 都市部にもかかわらず、多くの野鳥が確認されています。 現状年間56種ですが、出来れば具体的に知りたいです。そして2032年(令和14年)70種の目標であることに違和感があり、根拠は何でしょうか。都市部にもレッドリストの鳥が確認されることは奥山・森林の開発により棲息域を奪われた一面であれば危惧すべきと思っています。 野鳥の種類を増やす目標は豊かなみどりの形成とリンクすると説明されましたが、専門家のご意見を伺いたいと思います。留鳥・候鳥もあり、これからも良い環境の保持をお願いいたします。 身近な雀・燕の個体数が減っています。碑文谷公園の渡り鳥の金黒羽白の飛来は1/3～1/4に減少しています。 個体数の減少を招かないような施策目標も大切かと思ひます。右肩上がりの数値目標は何となく示されていますが、内容が把握できませんでした。「失わないように守っていく視点」が見られなかったと思います。大規模では無いけれど空き家の跡が駐車場になり庭木も失われており、虫達も消えてしまいました。公園の安全管理に防虫剤散布、池に藻類抑制剤投入など必要と思ひますが、生物多様性に影響ないか心配になりました。人と鳥が共存共栄し、さくら咲く街とともに草地の創生など野鳥の視点にたつてのみどりの形成を望んでおります。	2	野鳥に関する目標値や詳細項目については、「目黒区生物多様性地域戦略 ささえあう生命(いのち)の輪(わ)野鳥のすめるまちづくり計画(2014(平成26)年3月)」において、70種と設定しております。ご意見の趣旨は、基本方針3の施策の目標3-2に掲げており、生物多様性の確保に努めてまいります。	みどり土木政策課
9	1	個人	電子	【改訂素案全体についての質問及び意見】 パブコメの募集を12月に設定しているのはなぜですか？12月(師走)は、その名の如く忙しい月です。市民が忙しい時期をパブコメに重ねることに疑問を感じています。市民の声を反映させるのを避けているのでは、という疑いさえもつてしまいます。12月に設定した理由を是非とも教えてください。	7	今回の計画については、2022(令和4)年1月から改定に着手しており、2023(令和5)年3月の改定を予定しております。パブリックコメントの実施期間については、いただいたご意見を計画に反映する期間を考慮し、11月末からとさせていただきますのでご理解ください。	環境保全課
9	2	個人	電子	目黒区は家庭からの排出が44%ですので、市民が気候変動の危機を知ることが必要不可欠だと思います。市民への啓蒙・啓発をする上で、札幌市、川崎市、武蔵野市が行ったような気候市民会議を目黒区でも開催すべきだと思います。(23区では杉並区でも気候市民会議自体を学ぶ会が夏に開催されました) ご存じの通り気候変動は人類最大の課題とも言われており、ある地点を超えると不可逆的な変化が起きるとも言われている緊急度も高い課題です。この難局を乗り越えるためにも、様々な知恵や知見を結集する必要があると思いますので、これまで以上に市民と解決策についても意見交換をしたりする必要があると思います。また気候市民会議を実施することで、市民自体も主体的に考えるきっかけができ、環境課のみならず任せていないことも実現できることの1つだと思います。環境課のみならず少ない人数で区の環境に関係するたくさんの仕事を対応して下さっているのも存じております。気候変動は人類のほとんどの人が多かれ少なかれ影響を受ける課題です。行政だけのせいにはせず、市民も主体的に動くべき課題ですので、気候市民会議の開催を強く提案します。	3	区では、区民、事業者及び関係団体が、日常生活や事業活動において地球温暖化対策に取り組むための協議体として、目黒区地球温暖化対策地域協議会を設置しております。この協議会を活用し、気候変動への対応について協議してまいります。	環境保全課
9	3	個人	電子	【章ごとの詳細についての質問及び意見】 第二章(P7～P20) P15の2行目(タイトル含む):「目黒区の再生可能エネルギーによる年間発電電力量の最大限のポテンシャルは、489,797MWhですが区の特性上、区内に設置された再生可能エネルギーで区域の電気使用量を、100%賅うことは難しくなっています」とありますが、この区の特性の理由について「住宅街だから難しいから」とのことですが、住宅街であっても戸建やマンションの屋根の上にパネルを置いたり、それに対する補助金を出すことで促進等の施策はできないのでしょうか？輸入に依存し続ける化石燃料による発電を使い続けることよりも、自国で生産できる再生エネルギーの方が本当の意味で安定供給ができます。また、目黒区の10%の土地は学校と、研究されている方から聞きました。気候変動対策は子供たちの未来を守ることに繋がりますので、学校はより理解を示す可能性が高いと思います。	2	区では、再生可能エネルギーの利用を促進するため、家庭用太陽光発電システムの設置費助成を行っております。再生可能エネルギーの普及については、今後も強化してまいります。	環境保全課

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	対応区分	検討結果(対応策)	所管
9	4	個人	電子	P17:豊かなみどりの形成:4行目に「みどりが減りつつあります」と記載がありますが、実際の行政の姿勢について意見があります。数年前自由が丘の私邸が住民の反対運動があっても無くなりマンションになりました。こういう1つ1つの目黒区の自然の財産を守ろうとする姿勢が行政にもないのが残念でなりません。今あるものを守らないのはなぜですか？守る姿勢がないのに、計画に守ろうとすると書いてあるので、この記述が守られるのか疑問を感じます。	3	私有財産への対応については限りがありますが、基本方針3の施策の目標3-1に掲げるとおり、自然環境の保全・みどりの創出と質の向上に努めてまいります。	みどり土木政策課
9	5	個人	電子	第三章(P21~P66) P31:成果指標について:再生可能エネルギーの導入容量の2032年の目標が「30,000kW」と記載がありますが、2021年現状「9083kw」からわずか3倍です。P14で目黒区における電力の再生可能エネルギーの最大限の導入ポテンシャルは「363,072kw」(2020年の8657kwの41倍)となっているのに、3倍というのはあまりにも低過ぎませんか?? P31:1-3の脱炭素型まちづくり推進について:エコ住宅(ZEH及び東京ゼロエミ住宅)の助成件数(累計)の2032年の目標が111件というのは、低過ぎませんか?これは10年間で111件ですので、毎年11件ほどという計算になります。目黒区の新築戸建は1年間で1000戸という情報も聞いておりますので、1000個のポテンシャルがあるのにその10分の1ということにしているその差は何ですか?	3	P31に記載の「9,083kW」の実績値は、2013(平成25)年度以降にFIT認定を受けた再生可能エネルギー設備の累計(9年間)の容量となります。導入ポテンシャルは、国が定めた手法により解析して算出した数値となっております。導入容量の目標値については、建物の状況等の現実的な条件などから導入可能な容量として設定しております。 P31に記載のエコ住宅助成件数については、これまでの実績を踏まえ、今後件数が増加することを想定して設定しております。今後、新規技術にも注視しながら助成制度の拡充を図るとともに、目標値についても適宜見直してまいります。	環境保全課
9	6	個人	電子	P62:成果指標が「増加」という記載で数値目標がないのはなぜでしょうか?	4	ご意見をいただいたページの基本方針5では、環境にやさしい暮らし方や事業活動が定着することを「目指す姿」としております。改定素案では、環境学習や環境活動をとらして区民や事業者が環境への負荷を低減する取組を進める意識を持つことが大切と考えております。取組点検項目の環境学習講座等の実施回数や環境活動団体数は「増加」としてしております。今後、毎年度作成する「めぐろの環境(環境報告書)」の中では、環境学習の実施状況や環境活動を行っている団体数について実績値等を用いて、計画の達成状況を評価し、改善を図ってまいりたいと考えております。	環境保全課
9	7	個人	電子	P65:施策27:パートナーシップによる環境情報の発信・参加促進:こちらはどのようにネットワークしていく予定でしょうか?ゼロエミッションを実現する会・目黒が参加するにはどうしたらネットワークへの参加が可能でしょうか?	2	区と連携している団体であるエコライフめぐろ推進協会では、地域における環境保全活動のコーディネーターとして区民、団体等への支援やネットワークづくりを進めており、協会のホームページで環境活動を行っている団体のご紹介をしているところです。 ネットワークづくりや団体との連携の手法については、エコライフめぐろ推進協会とも連携、協力し進めてまいります。	環境保全課
9	8	個人	電子	P65:施策28 環境配慮に取り組む事業者への支援:目黒区のカフェや飲食店で、環境に取り組む事業者を認定するような取り組みはできないのでしょうか? パワーシフトキャンペーンなどでもきたら良いのではと思います。	3	現時点で特定の業種は想定しておりませんが、地球温暖化対策への効果的な取組について検討し進めてまいります。	環境保全課

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	対応区分	検討結果(対応策)	所管
9	9	個人	電子	<p>第四章(P67~P69)</p> <p>P68:「エコプラザを活用した積極的な環境学習の促進」とありますが、「エコプラザ」は最寄りの中目黒駅から1.3km程あり、大人でも20分ほどかかります。子供と一緒にだともっとかかります。もっと駅からアクセスの近いところで開催した方が良いのではないのでしょうか？既存の場所だから、そこを使う、という発想ではなく、「より多くの人に気候危機を知ってもらう」という観点から、人が来る場所で開催できないのでしょうか？ 児童館や図書館、めぐろパーシモンホールなどは定期的に人がきます。</p> <p>P68:「エコプラザを活用した積極的な環境学習の促進」について、子供たちの声を集めたりしてもらいたいです。(目黒区子ども条例)</p>	2	<p>目黒区エコプラザは、環境への負荷の低減に関する普及啓発や環境活動を支援する拠点として、環境問題に関する情報提供や環境学習講座を実施し、区民へ環境にやさしい取組を提案してきました。改定素案では、目黒区エコプラザの機能を強化することを重点プロジェクトの一つに掲げております。ご提案いただいた講座の開催については、小学校や児童館への出前講座も実施しているところです。今後も目黒区エコプラザ内にとどまらず、区民が参加しやすい場所や方法で出前講座やイベントを開催するとともに、講座の参加者からの意見等も参考にしながらより効果的な事業展開を検討し、区民一人ひとりが環境負荷の低減につながる行動をより一層進めることを目指してまいります。</p>	環境保全課
9	10	個人	電子	<p>第五章(P71~P73)</p> <p>P73:環境審議会で、気候変動に知見のある方は何名いらっしゃるのでしょうか？特に市民で知見のある方はいるのでしょうか？今後計画の詳細についてはその知見のある方が決めていくことになるのでしょうか？環境審議会のみで決めていくというより、市民からも声を集めて欲しいです。</p>	3	<p>環境審議会では3名の学識経験者のほか、区民団体や事業者団体の代表、公募区民、区議会議員の各委員からそれぞれの知識や経験に基づいたご意見をいただいております。</p> <p>計画の進捗状況は毎年度発行する「めぐろの環境(環境報告書)」を区民に公表するとともに、毎年区民への環境に関するアンケートを実施し、区民からの意見も踏まえて事業の改善及び効果的な展開を進めてまいります。</p>	環境保全課
10	1	個人	電子	<p>何か決まりがあって決めるものなのであろうと思いますが、これが決まって私たちの生活がどう良くなるのでしょうか。又は何が不便になるのでしょうか。</p> <p>環境を守るという総論は賛成しますが、レジ袋にお金がかかるわ、口触りの悪い紙ストローを渡されるわ、環境と生活の利便性の両立が難しいことは、私も身をもって感じています。</p> <p>難しいカタカナ用語を使うことや地球全体のことを考えるのは国や国連に任せて、目黒区に住む我々の生活の目線で、目黒区にしか出来ない計画を立ててください。</p> <p>それと最後になりますが、この件を説明している動画を見ました。可愛いキャラクターが出ているようでしたが、動画なのに文字ばかり。声も言っていることも固くてミスマッチ。せっかくのキャラクターがもったいないと思いました。担当者が顔を出して責任を持って説明した方がいいのでは？</p>	4	<p>地球温暖化をはじめ、様々な環境問題がありますが、国際的な取組や国の取組だけで解消するものではありません。環境問題については地球規模で起きていることを自分事として捉え、一人ひとりが生活の中でできることに取り組むことが重要と考えております。</p> <p>そうした考えのもと、第3章の「3 目標達成に向けた施策」において、各基本方針ごとに区民と事業者に向けた具体的な環境配慮行動についてお示ししておりますので、ご協力くださるようお願いいたします。動画については、ご意見も踏まえ今後改善してまいります。</p>	環境保全課
11	1	個人	電子	<p>3章 31ページ</p> <p>成果指標・再エネ導入目標について: 昨年(2021年)で9083kW導入されているので、10年後には30000kWよりも多く導入可能だと思います。そのため、30000よりも高い目標にしていきたいです。</p>	3	<p>P31に記載の「9,083kW」の実績値は、2013(平成25)年度以降にFIT認定を受けた再生可能エネルギー設備の累計(9年間)の容量となります。導入ポテンシャルは、国が定めた手法により解析して算出した数値となっております。導入容量の目標値については、建物の状況等の現実的な条件などから導入可能な容量として設定しております。</p> <p>今後、新規技術にも注視しながら助成制度の拡充を図るとともに、目標値についても適宜見直してまいります。</p>	環境保全課

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	対応区分	検討結果(対応策)	所管
11	2	個人	電子	1-1 区・区民・事業者が地球環境に配慮した行動を取っていると思う区民の割合： この目標は主観であり、2032年の検証や次への改善が困難な指標だと思います。これは2021年に既にアンケートを取っているのでしょうか？ 2031年頃は恐らく、1.5℃に近づいて(もしかしたら超えていて)今よりも気候災害が頻発し、今よりも環境政策課が忙しいと思います。そんな時期にアンケートを取って集計することは、貴重な人員と時間、お金が割かれてしまうのはもったいないと思います。そのため、この目標をどのように扱うのかが疑問が浮かんだので、より詳しく議論をしていただきたいです。	7	この割合の目標数値は、2021(令和3)年度に区が実施した、「区民満足度に関する調査」において、「区・区民・事業者が地球環境に配慮した行動をとっていると思いますか」との設問に「とてもそう思う」または「そう思う」と答えた方の割合となっております。この調査は、区民の皆様の声を区政運営に活用するために実施しているものです。 ゼロカーボンシティの実現に向けては、区・区民・事業者が協力しながら取り組むことが重要であるとの考えに基づいて設定した目標となっております。目標の達成状況については、適切に進捗管理を行うとともに公表してまいります。	環境保全課
11	3	個人	電子	1-2 区有施設の再エネ2032年目標： 300kWよりも更に高い数に引き上げてほしいです。小・中学校や庁舎など区有施設が再エネを導入することによって、区民に対して効果的な広報となると思います。学校に太陽光パネルを設置することで、子どもが親に伝えることが想定できます。その親たちは家を買う世代ですので、区報で知らせるよりも、区有施設に再エネを導入する方が区民の再エネへの関心は高まると考えます。	2	太陽光パネルについては、今後小中学校を含め区有施設の改築等の中で設置することを想定し、目標設定しております。目標値については今後も適宜見直しを検討してまいります。	環境保全課
11	4	個人	電子	1-3 エコ住宅の助成件数： 2032年の目標件数111件というのは、1年間に111件を受け付け、毎年111件ずつ支援するのを目標にするということでしょうか。つまり、2023年から9年間で1000件ほど助成を受け付ける予定という理解で合っていますか。	3	1-3のエコ住宅助成件数については、2032(令和14)年までの累計件数として設定したものです。この数値は、これまでの実績を踏まえ、今後件数が増加することを想定して設定しております。今後、新規技術にも注視しながら助成制度の拡充を図るとともに、目標値についても適宜見直ししてまいります。	環境保全課
11	5	個人	電子	ロードマップづくり、おつかれさまです。私は気候変動によって猛烈な台風が頻発化してしまう未来に、不安を感じています。 安心できる未来のために、高い目標と具体的な政策づくりを、心より応援しています！	2	ご意見の趣旨を踏まえて、地球温暖化対策に取り組んでまいります。	環境保全課
12	1	個人	書面	基本方針3のみどり感じるまち、身近なみどり・・・の所についてであるが、私の家の近所は大きなお庭のあるお宅が多く、夏等、木がうっそうと茂っていて、手入れもしないらしく、ヤブ蚊が一杯発生していて玄関をあける度に蚊が一杯とびこんで来る。 それにもう一つの問題は、今コロナのせいで淋しいのか何なのか造園にこっている家があり、その肥料として腐葉土のまじった肥料を沢山買って来てまいてるらしく、私が出掛けようと玄関を出ると、玄関のタイルの上を5センチ位のムカデの子供が2匹ジョロジョロとはっていた。ぞっとする思いで慌てて靴でふみつぶしたけれど、成虫になって繁殖をしたらと思うとゾっとする思いである。保健所の方からチラシでも発行して注意をうながしてもらいたい。知識がないのである。	7	区では、ジカ熱・デング熱の感染源となる蚊の発生を抑制するため、幼虫(ボウフラ)が発生しそうな「たまり水」に対する対策として、区内の公共雨水マスに昆虫成長制御剤の定期投入を行っております。また、区民の方に向けて、蚊による被害を予防するため、区報やホームページ等を通じて注意喚起しております。 蚊以外の衛生害虫やムカデ等の刺咬・不快害虫等がご自宅で発生しているとの相談があれば、対処方法を助言したり、駆除業者の団体を紹介するなどしております。	生活衛生課

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	対応区分	検討結果(対応策)	所管
13	1	個人	電子	期待して素案を見たが、別に目黒区でなくても通用する内容で、有意性がない。ほぼ放置状態である「エコプラザの活用」などという思いつきのアイデアレベルは、小学生並みだ。 本当にエコを考えるなら、「造ったまま継続整備せず老朽化して建替えて、大量の廃棄物発生」のような行政にありがちなパターンを止めることこそ、SDG's的だと思うが。	3	2050年のゼロカーボンシティを実現するためには、区の出組のみならず区民、事業者が自主的かつ積極的に環境への負荷を低減する取組を行うことが欠かせません。区ではこれまで目黒区エコプラザを拠点として環境問題に関する情報提供や環境学習講座を実施し、区民へ環境にやさしい取組を提案してきました。改定素案では区民向けの重点プロジェクトとして目黒区エコプラザの一部リニューアルを掲げ、より多くの方に目黒区エコプラザを利活用していただくことにより、区民一人ひとりが環境問題を自分事として捉え、環境にやさしいライフスタイルが定着することを目指してまいります。 また、区有施設についても、区有施設見直し方針において、「新しい施設の整備は、原則、行わない。」、「施設の更新は事前調整のうえ、原則、多機能化・集約化、複合化した施設とする。」との原則を掲げ、持続可能な施設サービスに向けて、見直しを進めてまいります。	環境保全課
14	1	団体	電子	第3章 目指すべき環境像と施策 「脱炭素型なまちづくりの推進」として、住宅や建物の省エネならびにZEVの積極的推進等があげられ、中でもP35には対策強化による削減見込量の記載がございました。 家庭分野のゼロカーボンの実現に向けては、区民の意識と行動変容がまず求められると思われます。区民一人ひとりへの働きかけとして、例えば、各家庭の電気の使用量を見える化(HEMSに限らず)することによって、行動変容のきっかけにしていくお考えはありますでしょうか。	2	家庭分野のゼロカーボンの実現に向けて区民の意識と行動変容が求められることについては、重要な視点と考えております。いただいたご意見を踏まえ、区では一人ひとりの行動変容につながる取組を進めてまいります。	環境保全課
15	1	団体	書面	第3章 目指すべき環境像と施策 ・p39 施策③の区有施設の再生可能エネルギー率導入。 太陽光パネルの軽量化など新しい技術を用いて、区の施設(区庁舎等)に率先して導入してほしい。また、進化している再生エネルギーの活用方法、導入の方法など区民に紹介、斡旋を積極的に行ってほしい。	2	区有施設への再生可能エネルギーの導入については、新しい技術の動向にも注視しながら進めてまいります。また、区民への助成制度の検討や適切な情報提供についても取り組んでまいります。	環境保全課
15	2	団体	書面	・p41 施策⑥の電気自動車の促進は大変良いと思う。蓄電池としても利用できるZEV車の促進は災害時対策にもなる。そのためにも多くの場所に充電・充填設備設置が進むよう、誘導・情報発信も合わせて力を入れて進めてほしい。	2	ZEVの促進は災害時の活用も期待できることから、充電・充填設備について、国や都が実施しているZEV設備助成も含めて情報発信し、区内での普及促進を図ってまいります。	環境保全課
15	3	団体	書面	・p45、p46、p48「めぐろ買い物ルール」については当団体も取り組み、周知啓発を行っているが、16年経ってもなかなか区内に認知されてないと実感する。2032年度までに認知度50%目標とのことだが、プラスチック使用の大幅な削減を取り入れるなど、ルールも今の環境課題に合わせ見直した方が良いと思う。認知度を上げるには、区が率先して大胆な策を行う必要があると考える。	3	買い物ルールの見直し等については、2023(令和5)年度に予定しております一般廃棄物処理基本計画改定の検討の中で参考にさせていただきます。	清掃リサイクル課
15	4	団体	書面	・p47 施策⑫リユースの推進で、過去にふれあい館の地下で区民から不要になった家具を引き取り、修理して販売する事業をやっていたが、この取り組みは利用したい区民も多いと思う。ぜひ、復活させてほしい。	5	区民から不要になった家具を引き取り修理後に販売するシルバーアトリエ事業は、多様な民間サービスが提供されている社会経済状況の変化を踏まえて終了し、区ホームページ等で民間のリユースショップの紹介を開始しております。 また目黒区エコプラザには、ご家庭で不要になった品物の情報を登録し、「譲りたい方」から「欲しい方」への仲介をする「不用品情報コーナー」もありますので、ご活用ください。	環境保全課 清掃リサイクル課

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	対応区分	検討結果(対応策)	所管
15	5	団体	書面	・p48 施策⑬食品ロスの削減として、フードドライブの支援も大事だが、まずは食品を余らせないように区民にもお店にも推進して欲しい。買う時・作る時から工夫する「めぐろ買い物ルール」を区民に浸透させることは有効に思う。	2	基本方針2の施策11及び13に掲げており、買い物ルールの普及啓発について、引き続き取り組んでまいります。	清掃リサイクル課
15	6	団体	書面	・p54 施策⑰身近なみどりの保全と創出で、住宅地及び大規模開発等の、今ある樹木を伐採しないよう区が保全に務めることは大変賛成である。 以前取り組んでいた区民農園も復活してはどうか？利用したい区民は多いと思う。野菜を育てることは、区民に植物を身近に感じ、関心を持ってもらえると思う。	3	区は現在、2か所の区民農園を運営しております。今後も、土地所有者や事業者に働きかけ、区民農園の確保に努めるとともに、農園利用者をはじめとした区民に対し、収穫の楽しみ方や環境にやさしい作物の育て方を紹介してまいります。	道路公園課
15	7	団体	書面	・p54 施策⑰サクラの保全で、植え替えを検討していると思うが、見た目重視の同種類のサクラを植えるのではなく、生物多様性の考えも取り入れ、様々な種類のサクラを植えるなど柔軟な考えで保全に取り組んでほしい。(レジリアンなまちづくり) また、現在植えている「ソメイヨシノ」の寿命は60年ほどで一斉に枯れます。抜根するのに高額な費用がかかると聞く。寿命の長いサクラを植えた方がよいと思う。	3	区では、目黒のサクラ保全事業として、樹木診断、サクラ再生実行計画作成、保全・植替えに取り組んでおります。 サクラ再生実行計画では、樹木診断や現地調査の結果をもとに現状の問題点・課題点を抽出し、樹木医や地域の皆さまの意見を反映し、桜景観の将来像を決定しております。現在、10か所で計画が作成されておりますが、植替えの品種については、それぞれの環境にあった種類を選定しております。	みどり土木政策課
15	8	団体	書面	・p59 施策22「日常生活公害への相談対応」で近隣公害の一つに「香害」を取り上げてほしい。 p56の2032年に目指す姿に「化学物質などを心配することなく健康に暮らすことができます」とある。柔軟剤を筆頭に、強い香り製品に含まれる香料、添加剤などの化学物質による近隣の空気汚染公害で身体の不調を感じている人は増えています。2021年8月に5省庁(環境省、消費者庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省)の連名で香害啓発のポスターが作成されている。目黒区も啓発に力を入れてほしい。そして2032年には化学物質の心配なく健康に暮らせる目黒であってほしい。	7	「香害」に係る区の対応等については、「香害」が公害対策基本法、環境基本法、悪臭防止法、東京都環境確保条例において、公害の定義に該当していないことから、区で法令に基づき対応している所管はありません。 なお、区民の方からのご相談等への対応として、産業経済・消費生活課、生活衛生課において、関係機関の紹介等を行っております。	環境保全課 産業経済・消費生活課 生活衛生課
15	9	団体	書面	・p60 「ポイ捨てなどないまちづくり」の啓発を、区民、事業者、来街者に向けて、引き続き強化して進めてもらいたい。プラスチック(コンビニ弁当やペットボトル、レジ袋、不織布のマスクなど)のポイ捨ては、回収されなければ、下水から川や海へ流出、マイクロプラスチックとなり海洋環境を汚染することにもなります。自分たちのまちを自分たちがきれいにするとともに、地球～海洋環境のことにも思いを馳せるよう周知し、みなで共有できる目黒でありたい。	3	雨水桝(側溝)にポイ捨てされたごみ等は、下水として川に流れ、海洋に放出され、海洋汚染につながります。ご意見を踏まえ、環境美化の視点からどのような普及啓発が可能か調査研究してまいります。	環境保全課
15	10	団体	書面	・p64施策26、p65施策27、28、p66 環境活動に取り組む団体の横のつながり、ネットワークづくりは、とても良いと思う。これだけたくさんの方々の環境への取り組みを行い、ゼロカーボンを目指すには、区民の意識を変え、区民を巻き込むことが不可欠に思う。それぞれで活動している団体や個人の交流する機会を作り、区と協働した活動を広げ、推進していくのが良いと思う。また、区の環境活動に学生が率先して取り組んでもらえるといいと思う。区内には大学がたくさんある。学生が取り組みやすいように区の環境活動に参加すると単位がもらえるなど、大学にパートナーシップを働きかけてみてはどうか。	2	基本方針5の施策26「環境学習機会の創出」では、環境活動に取り組む様々な主体が連携し環境学習を充実させていくことを記載しております。ご意見をいただいた、大学とのパートナーシップをはじめとする様々な主体との連携により、環境学習機会の創出に努めてまいります。	環境保全課
15	11	団体	書面	全体を通して 目標の2050年のゼロカーボンシティを実現するには、区はもちろん区民みんなが本気で意識して取り組まないと難しいと思います。この基本計画は目標を設定し、成果指標での数字や取り組み点検項目が示されていますが、それに向けての具体的な策は各担当部署が企画実施していくことだと思います。その際、その活動や行動することが、この計画のどこにつながり、どれだけ達成させることができるか、そしてその後の検証を区民にわかりやすくイメージできるように広報し、常に区民の意識喚起を行っていくことを希望します。	2	地球温暖化対策については、「めぐろの環境(環境報告書)」で毎年公表しておりますが、今後も表現の工夫をして、分かりやすい公表に努めてまいります。	環境保全課

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	対応区分	検討結果(対応策)	所管
16	1	団体	電子	第2章 p8で「カーボンニュートラル」という語句が起源。ここで解説が必要。他にも、カタカナ文字で判りづらい語句や項目は、解説が必要。	1	改定素案P2では「カーボンニュートラル」について図を取り入れて解説しております。その他の解説が必要な語句については、ご意見の趣旨を反映し、巻末に資料編として用語解説を掲載いたします。	環境保全課
16	2	団体	電子	第3章 ①p31「成果指標」について、より身近な事と理解を頂くため、再生可能エネルギーの導入容量(累計)等「成果指標」=数値は、標準的な家庭の使用容量との比較を入れると解かり易い。②p32「区民の取組例」「事業者の取組例」の中に、「サブスクリプション」の解説が必要。	1	ご意見の趣旨を反映し、説明を追記いたします。	環境保全課
16	3	団体	電子	③p32「区民の取組例」「事業者の取組例」の中に、「省エネ給湯設備機器の導入を検討する。」を追記する。また、書き方が単調なので「赤字表示」を加えるなど見易い表示とする。 ④p36に、区民の皆様へ呼びかけとして「ご自身でできることを選び、着実に実践していきましょう!!」を追記し、文書内でも啓蒙を図ることも大切な区民の取組み。	3	ご意見については、事業実施の中で参考にさせていただきます。	環境保全課
16	4	団体	電子	第3章の続き p38、主な取組の具体的な取組を一部、書き込むことで、イメージし易い書面とする。家庭向け、事業者向けとして、表現する事で意識をして頂く。 記載例①、教育委員会所管の「めぐろシティカレッジ」等でも取り上げることで、一人でも多くの市民にご理解・ご協力を頂くための機会を提供する。 記載例②、事業者に対して、予約制個別相談会を設けるなど、積極的な情報提供やアドバイスを行う。なお、より多くの事業者を対応するため、1回/30分から1時間制を導入し、偏らない対応に心がける。 記載例③、集合住宅やテナントのオーナーに対し、よりご理解を頂く場の提供として、「エネルギー事業者や大手住宅メーカー・地場工務店などの協力も視野」に入れて企画・実行する。※家庭用については、住区毎に出張説明会を設ける機会。 p39～p43は、特に加筆は考えないが、区民・事業者が理解でき・協力しようと思える表現かどうかを再考して欲しい。	3	ご意見については、区民・事業者の方にご理解・ご協力いただけるよう、事業実施の中で参考にさせていただきます。	環境保全課
17	1	団体	電子	1. 8P 気候危機の影響を最小化するために、平均気温の上昇を1.5度に抑える必要がある。温室効果ガスの累積排出量が気温上昇と比例関係にあることが科学的な知見として確定している。世界で今のペースのままCO2排出が続いた場合、人類の生死にかかわるタイムリミットは緊迫しており、これから排出できる炭素の量は、全世界で4000億トンしかない。いま年間330億トン出しているから、このままのペースでは10年ちょっとしかもたない。日本の場合、人口比で見れば65億トン。いま年間11億トン出しているから6年しかもたない。「炭素予算(カーボン・バジェット)」については最新の科学的な知見として改定計画に明記し、この危機感を区民と共有すること。なお、政府のGX会議が「グリーン」を原発推進の口実にし「原発回帰」を打ち出したが、原発こそ再生可能エネルギー普及の最大の妨げになっている。気候危機を深刻化させる海水温上昇など熱汚染は火力発電より大きい。ウラン濃縮は消費電力が大きく米国のウラン濃縮工場は大型石炭火力に依存している。原発の発電コストは超高く、ウラン枯渇まで150年の一方、核ごみの監視は10万年100万年である。採算性はない。原発と化石燃料に頼る道を進むのは、絶望に向かってアクセルをふかすようなものである。	3	地球温暖化の危機的な状況については、効果的な情報発信に努めてまいります。	環境保全課
17	2	団体	電子	2. 14P 「2050年カーボンニュートラルを実現するためには、化石燃料によるエネルギー消費から再生可能エネルギー利用へと転換を推進していくことが必要」と述べているのは重要である。目黒区内の再エネポテンシャル(賦存量)は、今後、技術開発を伴って拡大する前提に立つべきであるが、現在の推定でも、目黒区における電力の再生可能エネルギーの最大限のポテンシャルは、設備容量で、現在の導入量の42倍(363MW÷8.6MW)ある。15P 「区特性上、区内に設置された再生可能エネルギーで区域の電気使用量を100%賄うことは難しく」としている目黒区域の電力使用量は136万MWh/年であり、年間発電電力量の最大限のポテンシャル49万MWh/年の2.8倍ある。逆に言えば、49万MWh/年のポテンシャルを最大設置すれば現在の1%から35%まで再エネ発電所が拡大するということである。2030年までに純国産100%再エネ電気の購入契約を25%まで普及させ、省エネを40%達成できれば、すべて自前というわけではないが、再エネ100%のまち目黒が実現できるということでもある。購入分25%も目黒区内で地産地消できる可能性があるというのが当会の試算である。	4	再生可能エネルギーについては、今後も様々な情報収集に努めてまいります。	環境保全課

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	対応区分	検討結果(対応策)	所管
17	3	団体	電子	3. 24P 計画改定の視点として「グリーン・リカバリーなど、コスト削減から成長戦略としての気候変動対策の視点を盛り込む」としている。これこそ進むべき道である。重要な視点として、区民に大いにアピールしてほしい。ある研究グループの試算では、2030年までに、エネルギー需要を40%削減する省エネと、再生可能エネルギーで電力の44%をまかなうエネルギー転換を行えば、年間254万人の雇用が創出され、投資額は、2030年までの累計で202兆円となり、GDPを205兆円おしあげ、化石燃料の輸入削減は52兆円になるとしている。	2	気候変動対策の取組においては、グリーン・リカバリーなどの視点についても周知してまいります。	環境保全課
17	4	団体	電子	4. 28P 「地域と地球の環境を守りはぐくむまち—目黒からの挑戦—」というにふさわしく、強い目的意識をもって、『目黒版グリーン・リカバリー戦略』としての計画改定を行うべきである。	3	グリーン・リカバリーの視点も踏まえて取り組んでまいります。	環境保全課
17	5	団体	電子	5. 31-34P 2013年度比CO2排出量50%削減は、2010年度比45%に過ぎず、CO2排出先進国日本が国際的に求められている水準を考えれば決して高くない目標である。再エネ導入容量を2032年に3万kWに3倍化する「成果指標」は、少なすぎないか。／「取組点検項目」に係る「区の事務事業による温室効果ガス排出量」は、「2013年比60%減」であるが、目黒区域で2030年50%であるから2032年には55%ということになり、たった5%多いだけである。「ゼロカーボン宣言」で「率先垂範」というわりには「少なすぎる」。／エコ住宅の助成件数111件は、区内で年間1000戸以上が建替えられており10年では全戸数15万戸のうち1万戸超が建替えられる。さらに、既存住宅の太陽光パネル増設目標を加味すれば少なすぎる。目標に見合った件数にすべきである。／庁有車のEV車への切替え台数は31台であるが、庁有車65台(ごみ収集車など特殊車を含む)及びバイク28台を2025年度で100%電気自動車及びEVバイクにかえること。これに伴うEV用充放電設備も併せて整備すること。	3	本計画の目標設定等については、これまでの実績を踏まえ、より一層増加していくことを目指して掲げております。 進捗状況や技術動向等を踏まえて、目標値についても、今後適宜見直してまいります。	環境保全課
17	6	団体	電子	6. 35-36P 2030年カーボンハーフの9割は、情勢次第でいくらかでも変わる数値目標である。対策強化による削減量は1割である。それだけに、進行管理を毎年やる重要性がある。2030年度カーボンハーフの目標達成に向け、情勢次第では、「対策強化」の加速化が求められる。 目黒区実施計画は、2050年カーボンゼロ宣言以前に策定され、2050年ゼロカーボンを想定していない計画目標である。今回改定する目黒区環境基本計画は、2030年カーボンハーフに合わせた計画として、実施計画に準じた予算の裏付けを確保した上で、「前期5か年計画」に具体化すること。2030年カーボンハーフの目標を掲げた以上、区有施設の再エネ由来電力購入が5年間に90%は間尺に合わない。現行実施計画では、2022から2026年度の計画期間において、2023年度に総合庁舎、その後、区有施設の2割ずつ3年間に非化石燃料由来の電力とし、区有施設が使用する電力の9割導入するという計画である。「未来への投資」という位置づけにふさわしく、再エネ電気の購入契約は2025年度で100%に拡大するよう前倒しすること。ちなみに港区は2023年度100%達成する。 削減量の10%に相当する対策強化についても、2030年の対策比率が大幅に増加すると見込んでいるのは住宅のZEH化、ビルのZEB化および焼却プラスチックごみの削減であるが、取り組みの多くは「普及啓発」という他力本願の施策である。普及啓発は当然必要であるが、この言葉だけでは具体的な施策が見えてこない。	3	本計画の目標設定等については、これまでの実績を踏まえ、より一層増加していくことを目指して掲げております。 進捗状況や技術動向等を踏まえて、目標値についても、今後適宜見直してまいります。	環境保全課
17	7	団体	電子	39-40P 目黒区政として、気候危機打開に向けたあらゆる施策を総動員・加速化させ、省エネ・再エネの目標値を早期達成することが求められている。私たちは、目黒区が、「再エネのまち目黒」をめざし、先進自治体となることを望んでいる。2023年度予算を気候危機打開の元年と位置付け、抜本的な予算編成を行うことを求める。／環境審議会でも「1012万円の予算は、近隣区より多い」と質問に答えていたが、近隣区との比較が問題なのではなく、この予算水準の横ばいで、目標は達成できるのか？が本質的に問われている。できないなら、レベルアップは当然である。世帯の再エネ(太陽光・蓄電池)・省エネ機器等の普及率を数値目標とし、どれくらいのレベルアップが求められているのかを調査研究すべきである。太陽光発電設備補助関連予算を、2030年カーボンハーフにふさわしい目標値を設定し、その実現に向け、都に上乗せする形で、より効果的になるよう抜本的に増額すること。	3	2050年ゼロカーボンシティの実現を目指して、鋭意努めてまいります。	環境保全課

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	対応区分	検討結果(対応策)	所管
17	8	団体	電子	6. 39-40P 区が自ら区内事業所を巡回して実態を調査する必要がある。目黒区の特徴から見ると、大型小売店の取り組みが大きな比重を持っている。大型店は、施設の照明、冷暖房、冷凍設備など大量の電力を使用しており、節電と再エネ電力への転換を誘導することが求められている。一定規模の大型店に対しては、CO2削減と省エネ、再エネ導入等について計画書の提出を求めること。／小売店・飲食店に対しては、省エネ機器への切り替え、照明のLED化への助成を対象拡大すること。／運輸部門については、バス、タクシー、運送などの輸送関係事業者に対し、CO2の削減、EV車への転換に関する計画の提出を求め、取り組みを促進すること。／まちづくり・都市計画分野については、CO2の排出削減の観点から検討を進めることや、計画段階からCO2削減の立場でチェックすることが求められている。一定規模以上の建築物の改築・新築に対し、計画の初期段階から、省エネ対策などの環境配慮について事前協議を求めること。／既存住宅への断熱改修等への省エネリフォーム助成を高い助成率に拡充すること。新規建設住宅に対する省エネ住宅の建設を事前協議事項とするなどして誘導を推進すること。	3	様々ないただいたご意見については、すべての実施は難しいところですが、2050年ゼロカーボンシティの実現を目指して、鋭意取組を進めてまいります。	環境保全課 みどり土木政策課 都市整備課 地区整備課 建築課
17	9	団体	電子	6. 39-40P 目黒区は、商店街の街路灯のLED化への助成を進めてきた。進捗状況を明らかにし、さらに促進すること。	7	区では、2010(平成22)年度から、都の補助と合わせて補助金を交付し、LED化を進めてきました。LED化は2020(令和2)年度に完了しております。	産業経済・消費生活課
17	10	団体	電子	7. 39-40P 「区有施設の再生可能エネルギー電力の導入を率先的に進める」としていることは「ゼロカーボン宣言区」として当然である。そうであれば区有施設においては、2030年時点で省エネ40%・再エネ60%≒CO2排出ゼロを目標とすべきである。ところが、2032年は、2030年50%削減の2年後であり、目黒区域で最低でも55%にする計画の一方で、区有施設が60%では「率先垂範」すべき区有施設の目標としては不十分である。	3	本計画の目標設定等については、これまでの実績を踏まえ、より一層増加していくことを目指して掲げております。 進捗状況や技術動向等を踏まえて、目標値についても、今後適宜見直してまいります。	環境保全課
17	11	団体	電子	7. 39-40P 区有施設の再エネ由来電力購入より区内に再エネ発電所をどれだけ増やせるかが格段に重要である。「太陽光発電などが設置可能な区有施設については、計画的な導入を図っていく」としていることは重要である。しかし、区有施設の賦存量が不明な「可能な限り」では曖昧すぎる。どのような設置基準なのかを検討し「可能な限り」「計画的」に増設するために、すべての既存区有施設について耐震性と太陽光発電所の設置可能量を調査すること。なお、改築計画を踏まえ、コスト回収(10年余必要)とのバランスを考慮した上で、最大限のポテンシャルを遂行する立場で、区有施設ごとに調査すること。これらの調査費用を2023年度予算措置すること。	3	本計画の目標設定等については、これまでの実績を踏まえ、より一層増加していくことを目指して掲げております。 今後、既存の区有施設における再生可能エネルギー設備の導入においては、建築構造等の諸条件を踏まえて、目標値についても適宜見直してまいります。	環境保全課
17	12	団体	電子	5. 39-40P 区教育長は、2021年9月議会で、日本共産党区議の一般質問に対し、学校改築にあたって新校舎を「ZEB化する」と答えた。しかし、日本共産党都議団の調査(2022年)には、板橋区のみが「ZEB化する」と回答した。目黒区も「ZEB化する」と答弁しているのに矛盾している。経過とその理由を明確にすべきである。	7	日本共産党都議団の調査では、「貴自治体が保有する公共施設(学校を含む)における省エネルギー化の促進及び再生可能エネルギーの導入に関する対策について、現在、実施している施策及び実施予定の施策の概要を教えてください。」という設問に対して、「目黒区地球温暖化対策推進実行計画(事務事業編)において、区有施設の省エネルギー化や再生可能エネルギー設備の設置の推進を掲げている。」と、区有施設のZEB化の推進も含めて、概要として回答しております。	環境保全課

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	対応区分	検討結果(対応策)	所管
17	13	団体	電子	6. 39-40P/51P 「新規・建て替えの施設については、施設規模や整備コストを踏まえながら、国の定義するZEBの実現に向けて、設計段階からの検討を行っていく」としている。総合庁舎のすぐ近くにある「東急コミュニティ技術研修センター」は環境省で「Nearly ZEB」ランクとして事例紹介している。専門家と連携しつつ、学校施設をはじめ区有施設の建て替え後は、文字通り『ZEB』ランクをめざし、設計段階からの検討を行っていく必要がある。とりわけ、区民センターの建て替えは、目黒区公共施設の更新計画におけるリーディングプロジェクトであり、2050年カーボンゼロ自治体にふさわしく、文字通り『ZEB』ランクをめざすべきである。／なお、区民センター内の大木100本を伐採する計画は猛暑の熱中症対策としても、実質的に後退している目黒区のみどりの総量＝緑被率を現状の17%から20%に増やす基本計画に照らしても、「施設規模や整備コストを踏まえ」ても、絶対に許されない。これをやれば、省エネ・再エネを「区民に普及・啓発」する立場を失うだけでなく、地球的規模で喪失しているアマゾン熱帯林の伐採を批判する立場に立てず子どもの教育にも矛盾する。こんなことはやめ、むしろ、建て替え後の区民センターは、全国的にも注目されるような「木材利用優良施設の表彰」を受けられるような木造建築物の設計をめざすべきである。	7	区民センターの建替えにおいては、省エネルギーに関する法律に定められている基準を遵守するとともに太陽光等の再生可能エネルギー導入、目黒清掃工場の廃熱利用をはじめ、イニシャルコスト及びランニングコストを踏まえた全体コストの観点から検討したうえで脱炭素化に資する計画といたします。 また、公園の緑被率については、目黒区みどりの条例施行規則を踏まえた取組を進めてまいります。	資産経営課 みどり土木政策課 環境保全課
17	14	団体	電子	7. 61-65P 2030年カーボンハーフを達成するには、区民の自発的、自覚的取り組みをどれだけ促進できるかがカギを握っている。2030年カーボンハーフに向けて、区民と区内事業者、目黒区自らがどのような努力をすべきかを、分かりやすく示すこと。その取り組みの一環として、地区ごとのフォーラム(公開討論会)の開催と、継続的に推進するための組織、数百人規模の区民参加に向けた目黒カーボンゼロ推進会議(気候区民会議)を立ち上げること。その際、目黒区子ども条例に則って、主体者として子どもが参画できるシステムをつくること。／都のHTT「へらす・つくる・ためる」のキャンペーンにまけない、旺盛なアピールをすること。垂れ幕、ポスター、ロビー展示などを推進すること。取り返しのできないティッピングポイントまで人類に残された時間を刻む気候時計をロビーに設置すること。	3	様々ないただいたご意見については、すべての実施は難しいところですが、2050年ゼロカーボンシティの実現を目指して、鋭意取組を進めてまいります。	環境保全課
17	15	団体	電子	8. 72-73P 計画の進行管理は、極めて重要である。「毎年度、事業の実施状況の把握、指標による点検・評価」することにしてはいるが、進行管理項目は、調査手法を含め、明確にすべきである。	2	改定素案に記載の施策の進捗状況は、毎年度発行する「めぐろの環境(環境報告書)」で成果指標と取組点検項目の推移、施策の事業実績及び区民アンケートの実施結果を公表してまいります。	環境保全課
17	16	団体	電子	8. 72-73P 2032年を中間年とするのではなく、前期(2023-2027)・後期(2028-2032)に分け、前期の最終年2027年における再生可能エネルギー電力利用割合などの諸目標を定める必要がある。5年後に改定するのであるから当然である。	5	本計画は、国や東京都が示す地球温暖化対策に係る見込み量等を踏まえて目標を定めております。その中には、2030(令和12)年度に至る中間の見込み量が示されていないものもあり、前期・後期に分けるのは難しいところですが、計画は、必要に応じて概ね5年ごとに内容を見直すこととしております。各指標の達成状況については年度ごとに評価し改善を図るとともに「めぐろの環境(環境報告書)」で公表してまいります。	環境保全課
17	17	団体	電子	9. 72-73P 2023年度から、気候危機に全庁が一丸となって立ち向かい、取り組みを加速化するためエネルギー等対策本部を東京都に呼応した形で目黒区としても設立すること。	3	区長を本部長とする目黒区地球温暖化対策推進本部の開催等を通じて、全庁的に取り組んでまいります。	環境保全課
17	18	団体	電子	10. 72-73P 気候変動に対する取り組みは、産業革命に匹敵する取り組みであり、社会システムや産業構造の変化を視野に入れた壮大な取り組みとなる。これにふさわしい省エネ・再エネ推進のためには、全庁を挙げての推進体制が重要であるが、中心になる部署として、エネルギー政策部、少なくとも地球温暖化対策課を設置すること。職員は、専門的人材を登用・育成すること。体制強化の視点がないが、検討された経緯はあるのか。	3	区長を本部長とする目黒区地球温暖化対策推進本部の開催等を通じて、全庁的な取組を強化してまいります。	環境保全課

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	対応区分	検討結果(対応策)	所管
17	19	団体	電子	11. 72-73P 目黒区エネルギー公社(都環境公社に対応するもの)を設立すること。DXというなら、この分野でこそ応用すべきである。目黒版シュタットベルケ(エネルギーを中心とした地域公共サービスを担う公企業)を設立し、目黒区のマイクログリッド、スマートメーター(蓄電池一体型)を普及させ、電力の需給管理をめざすこと。「2050年カーボンゼロ・再エネのまち目黒」を実現するために、民間人材を抜擢・育成すること。	3	いただいたご意見については、実施が難しいところですが、2050年ゼロカーボンシティの実現を目指した取組を進めてまいります。	環境保全課
17	20	団体	電子	12. 72-73P 2050年ゼロカーボンとは、目黒区がその時どのようなまちになっているのか、を区民が容易にイメージできるよう工夫すること。「毎年度、めぐろの環境の公表」とあるが、区民にとって、目標が毎年どのように前進しているのか、「加速効果」を含めた「見える化」は重要であるが、わかりやすさが不十分である。「チェック」は第三者チェック機関を設置して「点検・評価」への意見を求める必要がある。東京都地域間協力活性化事業の再エネ見える化事業の補助金を活用すること。また、「未来への投資」にふさわしく財政的な検討も「見える化」を十分工夫すること。	3	「めぐろの環境(環境報告書)」は、区議会や環境審議会にも報告してご意見をいただいております。今後も分かりやすい公表に努めてまいります。東京都の補助金の活用の可能性についても、情報収集してまいります。	環境保全課
18	1	議会	電子	①【全体共通・30頁】第3章 3目標達成に向けた施策(基本方針1) 目指すべき環境像の実現に向けては全ての世代、老若男女を問わず全区民で理解し取り組むことが重要になるが、全体的に専門用語を多用しているため解りづらい。特に基本方針1は大項目であり「レジリエントなまち」と表現しても理解できない。解りやすい表現にすべきである。	1	ご意見の趣旨を反映し、巻末に資料編として用語解説を掲載いたします。	環境保全課
18	2	議会	電子	②【34頁・35頁】第3章 ゼロカーボンシティの実現に向けて 数値目標については、区民が一読でイメージ出来るように「●●世帯分の年間電力量に相当した削減」といった補足をすると良い。	1	ご意見の趣旨を反映し、説明を追記いたします。	環境保全課
18	3	議会	電子	③【39頁】第3章 施策の目標1-2(再生可能エネルギーの活用の促進) 再生可能エネルギー設備の導入支援については、特に新築や建て替え時の導入助成制度を強化すべきである。	2	区では、再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置費助成を行い、新築や建替え時にもご利用いただける制度としております。今後も、いただいたご意見を踏まえ、この助成制度の見直しを適宜行ってまいります。	環境保全課
18	4	議会	電子	④【43頁】第3章 災害に強いまちづくり(気候変動×防災)の推進 防災に関する取り組みが基本方針1「カーボンニュートラルの未来」とどのように関連するのか分かりやすく補足説明しておく必要がある。	1	ご意見の趣旨を反映し、説明を追記いたします。	環境保全課
18	5	議会	電子	⑤【44頁・その他の頁】第3章 基本方針2(2032年に目指す姿) 全国の自治体やマスコミ等では事業者(企業)の「アップサイクル」に関する取り組みに注目し積極的に支援しているが、本計画では全く触れられていない。基本方針2の中で「アップサイクル」についても取り上げて、各施策で関連付けていくべきである。また現時点でも、目黒区内でアップサイクルに取り組む事業者(企業)は多数いる。46頁の事業者の取組例や69頁のプロジェクト②でも取り上げるべきである。	2	「アップサイクル」は、リサイクルを促進するとともにCO ₂ 削減に寄与するものと捉えております。今後、アップサイクルに取り組む事業者については、ホームページで紹介する等、区民への情報提供を行ってまいります。	環境保全課 清掃リサイクル課
18	6	議会	電子	⑥【48頁】第3章 施策の目標2-1(食品ロス、プラスチック削減の推進) 食品ロス削減に向けた活動の支援は、学校給食のロス削減についても追記すべき活動である。	1	ご意見の趣旨を反映し、給食など区の事業においても、食品ロスの削減を進めていく旨を追記いたします。	清掃リサイクル課 学校運営課
18	7	議会	電子	⑦【49頁】第3章 施策の目標2-2(ごみ分別ルール徹底、排出指導の推進) 後を絶たないごみ集積所への不法投棄の対策は、条例制定も含めて防止を強化すべきである。	3	不法投棄は廃棄物処理法で禁止されており、ごみ集積所のパトロール、不法投棄者に対する指導など、関係機関等と協力しながら、不法投棄防止対策の強化に取り組んでまいります。	清掃事務所
18	8	議会	電子	⑧【57頁】第3章 基本方針4(成果指標) 住み心地よいと感じている人の割合の令和14年度目標数値はもっと強気で高い目標値を設定すべきである。	1	ご意見の趣旨を反映し、目標値を変更いたします。	環境保全課

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	対応区分	検討結果(対応策)	所管
18	9	議会	電子	⑨【60頁】第3章 施策の目標4-2(パートナーシップによる美化活動の推進) 地域美化活動に街頭違反広告物除却活動や放置自転車撤去活動も追記しておく方が良い。	3	区では分野別に各種計画や法令に基づき、施策を実施しております。放置自転車については「目黒区交通安全計画」に基づき撤去を、違反屋外広告物については屋外広告物法・東京都屋外広告物条例に基づき除却を実施しており、地域と連携して取り組んでまいります。	土木管理課 環境保全課
18	10	議会	電子	⑩【68頁】第4章 プロジェクト1(取組主体:区民) 区民の取組を推進していくためには、各地域で啓発活動や指導を行う支援員を養成し配置していくことも盛り込んでいかねばならないか。	2	区では、環境推進員養成講座において、地域における自主的な環境活動を行う際に必要な体験や仲間づくりの場を用意しております。基本方針5の施策26「環境学習機会の創出」では環境推進員養成講座を受講終了した環境推進員や地域の団体、事業者、大学などとの連携により多様な環境学習機会を充実させていくことを掲げております。重点プロジェクトにおいても、このような施策を推進し、区民への環境学習機会の拡充を図ってまいります。	環境保全課
19	1	議会	電子	① P6.「計画の担い手について」 区民、事業者、区に大別しているが、緑の保全活動を行っているNPO法人なども存在する。これは担い手に含まれているのか。	3	改定素案では、計画の担い手について、大きく区民、事業者、区としておりますが、「事業者」についてはNPO法人を含むものと考えております。	環境保全課
19	2	議会	電子	② P9.「生物多様性と自然保護」 「2030年自然協約」(1マス空いている)⇒「2030年自然協約」に修正願う。	1	ご意見の趣旨を反映し、記述内容を変更いたします。	環境保全課
19	3	議会	電子	③ P10.「東京都の取組」下から6行目 「2022(令和4年)」(1マス空いている)⇒「2022年(令和4年)」に修正願う。	1	ご意見の趣旨を反映し、記述内容を変更いたします。	環境保全課
19	4	議会	電子	④ P11.「目黒区のエネルギー消費量」 「平成14(2002)年度」⇒「2002(平成14)年度」に修正願います。他の記述と統一している。	1	ご意見の趣旨を反映し、記述内容を変更いたします。	環境保全課
19	5	議会	電子	⑤ P17.「①みどりの保全・創出と質の向上」 みどりの保全・創出することは、CO2削減にも寄与することとなり、目黒区がゼロカーボンシティ実現をする上でも重要である。 そうした記述もしっかり記載していく必要があるのではないかと。	1	ご意見の趣旨を反映し、説明を追記いたします。	環境保全課
19	6	議会	電子	⑥ P19.「③未来の担い手との活動の充実」 未来の担い手づくりが重要だ。地域では、NPO法人の育成者が子どもたちと生物多様性の取組や農業体験の活動を通じて後継の人材育成に取り組んでいる。人材育成の好事例については、交流会などで紹介して頂きたい。また区内には東京大学や東京工業大学があり、学術機関と連携し、子どもたちが興味を持てるような環境学習講座の実施を検討して頂きたい。	2	改定素案では、基本方針5の施策26で、未来を担う学生や地域の団体などと連携して環境学習機会の創出を図ることを、施策28で、環境活動に取り組む区民、団体への支援として環境活動の機会や交流の場を提供することを記載しております。ご意見としていただいた大学との連携についても、ご意見の趣旨を踏まえ、各種施策を展開してまいります。	環境保全課
19	7	議会	電子	⑦ P35.「削減量の考え方について」 対策強化の内容を見ると、環境清掃分野のものしか記載されていない印象が強い。全庁横断的な取組の必要性を謳いながら、都市整備分野の施策が記載されていないのは如何なものか。施策⑨、⑩に少し記載があるのは承知しているが、削減量の考え方にもみどりの保全・創出でCO2の削減量を数値化できないものか。検討して頂きたい。	1	ご意見の趣旨を反映し、説明を追記いたします。	環境保全課
19	8	議会	電子	⑧ P44.「基本方針2 ものを大切にして資源が循環する未来をつくる」 食品ロス削減については、国が法律を策定し、国民運動として浸透され行政、区民、事業者が連携して削減に向けた取組が進んでいる。一方、衣服ロスは新品にもかかわらず年間15億着が焼却処分されていることが社会問題として顕在化している。つくりすぎない。ものを大切にする。リサイクルで他に使ってもらうなど、区民や事業者に対して啓発活動するなど、具体的な取組を実施していくことが必要ではないかと。検討して頂きたい。	2	基本方針2の施策11及び13に掲げており、ごみを出さないリデュースの意識醸成と行動変容の促進、事業者への情報発信に取り組んでまいります。	清掃リサイクル課

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	対応区分	検討結果(対応策)	所管
19	9	議会	電子	⑨ P53.「施策⑯拠点となるみどりの保全と創出」 ●公園・緑地の確保と質の向上の具体的な取組として、例えば、菅刈公園のカントリーヘッジのように既存公園を活用して、みどりの創出や在来種の保全などに取組んでいる。こうした取組が他の公園や緑地などに展開できるよう検討して頂きたい。	2	基本方針3の施策の目標3-2に都市の生物多様性の確保を掲げております。既存公園を活用したみどりの創出や在来種の保全活動の一つとして、生物多様性保全林事業を菅刈公園をはじめ駒場野公園や碑文谷公園で行ってきました。これからも様々な公園・緑地等で保全活動等の取組を続けてまいります。	みどり土木政策課
19	10	議会	電子	⑩ P69.「プロジェクト③ 区有施設におけるゼロカーボンの推進」 細かいことだが、例えば、総合庁舎内階段の照明は人感センサー式のものに取り替える。また、官民連携で公用車をEV車等に切り替えるなど、脱炭素化を前倒し実施できるよう検討して頂きたい。	3	いただいたご意見を参考にさせていただき、区有施設におけるCO ₂ 削減に取り組んでまいります。	環境保全課
20	1	議会	電子	【全体として】 区民や事業者が目黒区環境基本計画を読んで、「具体的に何をどう行動すればよいか」がわかる記述にすること。	2	第3章の「3 目標達成に向けた施策」において、各基本方針ごとに区民と事業者に向けた具体的な環境配慮行動についてお示しております。	環境保全課
20	2	議会	電子	第1章 目黒区環境基本計画の考え方 3. 計画の期間について(5頁) 目黒区地球温暖化対策実行計画、目黒区気候変動適応計画は目黒区環境基本計画に包摂されるものであるから、国や都との協働、連携は切っても切り離せないものである。国の「環境基本計画」や都の「ゼロエミッション東京戦略」などの計画期間も合わせて明記すること。また、2030年カーボンハーフなど、国、都、目黒区の目標についても、合わせて明記して、区民が見て全体的な計画と目標がわかるように、一体的な図に仕上げること。	3	国や都との関連については、「めぐろの環境(環境報告書)」に記載しており、今後も分かりやすい記述に努めてまいります。	環境保全課
20	3	議会	電子	5. 計画の担い手について(6頁) 「本計画は区民、事業者、区がそれぞれの役割に応じて」として事業者の中に区内の大学等も含まれるという説明であったが、区民には伝わらないため、「区民、事業者、大学等、区が役割に応じて」に変更すること。図においても区民、事業者(産業)と学(大学等)、区を分けて表記をすること。(産・官・学・区民) ※73頁についても同様に変更すること。	3	改定素案では大学等を含めて事業者と捉えております。また、基本方針5の施策26では、大学や団体などと連携し環境学習機会の創出を図ることを記載しております。大学等との連携を含め、パートナーシップによる各種施策を展開してまいります。	環境保全課
20	4	議会	電子	第2章 目黒区の環境の今と未来 1. 環境をめぐる社会の動きについて(8頁) ・気候変動対策についての世界情勢は常に大きく動いているため、最新の情報を入れていくのは大変だと思うが、12月6日に国際エネルギー機構(IEA)が発表した世界の再生可能発電能力の伸びは今後5年間で倍増するとの見通しを示し、増加幅は1年前の予測から30%上方修正された。再生可能エネルギーは、今後5年間の世界の発電能力増加分の90%以上を占め、25年初めには石炭を抜いて世界最大の発電源になる見通しとなる。IEAが「歴史的な大転換だ」と発表しており、IEAの発表を追加すること。 ・問題の現状認識として、CO ₂ 排出量について、以下のような状況の客観的説明をきちんと加えること。 日本におけるCO ₂ の排出量は、発電所(エネルギー転換)で39%、産業で25%、全体の6割以上を占めている。CO ₂ 排出量は、電力事業と、鉄鋼(12%)、セメント(2%)、石油精製(2%)、化学工業(1%)、製紙業(0.2%)の6つの業種に集中している。また、85の事業所でCO ₂ 排出量の半分、200の事業所で60%を占めている。CO ₂ 排出の大所は限られており、電力会社と一部の産業、200程度の大規模事業所での脱炭素化は、日本全体でのCO ₂ 削減をすすめるうえで決定的に重要であること。	3	エネルギー政策は国が所掌しており記載いたしません。再生可能エネルギーの活用やCO ₂ の削減に取り組んでまいります。	環境保全課
20	5	議会	電子	3.目黒区の取り組みと課題について 区民・事業者・区のパートナーシップの充実について(19頁) ・大学等とも連携していく明記がされていないため、タイトルにも「学」を明記すること。事業者の役割と大学等の知見を生かす「学」については分ける方が区民にわかりやすい。	3	改定素案では大学等を含めて事業者と捉えております。また、基本方針5の施策26では、大学や団体などと連携し環境学習機会の創出を図ることを記載しております。大学等との連携を含め、パートナーシップによる各種施策を展開してまいります。	環境保全課

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	対応区分	検討結果(対応策)	所管
20	6	議会	電子	第3章 目指すべき環境像と施策 目標達成に向けた施策 基本方針1 カーボンニュートラルの未来をつくるについて(30頁) ・2032年に目指す姿の中に再エネ自給率の目標を設定すること。 ・成果指標の再生可能エネルギー導入容量の目標数値の根拠や内訳がわかるよう明記すること。 また同じく点検項目の目標数値の根拠や内訳も同じく明記すること。	5	再エネ自給率を把握することは困難ですが、今後、情報収集に努めてまいります。 また、記載している目標については、今後の技術革新等も踏まえて意欲的な目標を設定しており、根拠や内訳の明記はいたしません、2050年ゼロカーボンシティの実現を目指して取り組んでまいります。	環境保全課
20	7	議会	電子	ゼロカーボンシティの実現に向けて(33頁) 72頁に計画の進行管理としてPDCAサイクルが書かれているが、その点検・評価・計画の見直しのなかに、世帯における再生可能エネルギーや省エネ機器などの様々な普及率、削減エネルギー量を確認・目標の見直しをする項目がない。33頁と72頁の箇所に以下の指摘の理由を踏まえて項目をつけくわえること。 ※目黒区は2030年度までに二酸化炭素を2013年比で50%削減するとしている。全体の削減量591,000t-CO2のうち、目黒区の対策強化による削減見込み量は51,190t-CO2とある。2030年までの全体の削減量から1割にも満たない。目標を確実に達成させる事とともに、目標削減量を上回る努力が必要である。そのためにも、世帯における再生可能エネルギーや省エネ機器などの様々な普及率、削減エネルギー量などの数値目標を設定するべきである。また、2030年までに中間目標を設定するなどして、節目節目で、達成状況をきちんと確認してロードマップを進めていくべきである。	4	現時点では全世帯における再生可能エネルギー・省エネルギー機器による削減量を把握することは困難ですが、今後、情報収集に努めてまいります。	環境保全課
20	8	議会	電子	施策の目標1-1 ライフスタイルの省エネルギー化・脱炭素化の促進(38頁) ・東京都環境局の地域環境力活性化事業の再生可能エネルギー見える化事業の補助金を活用し、削減効果を可視化する取り組みを環境基本計画の中に明記すること。	3	東京都の補助金の活用可能性について情報収集しつつ、再生可能エネルギーの見える化に努めてまいります。	環境保全課
20	9	議会	電子	施策①家庭・事業者の省エネルギー・脱炭素の取組促進について ・既存建築物の省エネルギー化の支援・普及啓発について 既存建築物でも断熱リフォーム等をおこなえば、CO2削減にもなり電気代も節約できる取組を紹介するなど、区民が読んでわかる簡単な取組も紹介すること。	2	断熱リフォームのCO2削減効果についても啓発に努めてまいります。	環境保全課
20	10	議会	電子	施策②区有施設の省エネルギー化・脱炭素化の推進について ・既存の区有施設は日照条件がよいと思われるところから優先的に日照調査を行うことについて、具体的な日程が明記出来なくても、推進していくことに言及すること。 ・太陽光発電設備の軽量化により、導入が可能か、常に再検討を行い、太陽光発電設備導入を進めることを明記すること。	3	太陽光発電設備の導入については、施設条件や技術革新等も踏まえて推進してまいります。	環境保全課
20	11	議会	電子	施策目標1-2積極的な再生可能エネルギーの活用 施策③再生可能エネルギーの活用の促進について(39頁) 再生可能エネルギー設備の導入は、ゼロカーボンシティの実現にとって重要である。とりわけ、区全体のエネルギー消費量の4割を占める家庭部門の省エネ再エネの取り組みは決定的に重要である。住宅地である目黒区で、家庭でどのように取り組めるのか、一人一人が関心を持って取り組めるようにすべきである。そのための具体的な設置事例の紹介や、区の相談窓口を設置すること。	3	再生可能エネルギー設備の導入については、国や都の相談窓口や、区のリフォーム改修相談を活用しながら効果的な紹介に努めてまいります。	環境保全課
20	12	議会	電子	施策の目標1-3 脱炭素型のまちづくりの推進 施策⑤建物の省エネルギー化・脱炭素化の促進について(40頁) 新築建築物のZEH、ZEBの普及促進について ・ZEBには4種類がある。色々な方法があることを知らせるためにも説明を省かず、図にして紹介すること。 既存建築物の省エネルギー化の支援・普及啓発 ・今まで行ってきた目黒区住宅用再生可能エネルギー及び省エネルギー設備設置費助成の紹介を行い、ZEB、ZEHの普及の取組を記述すること。 ・毎年同じ予算の取組ではなく、環境基本計画改定とともに予算を拡充し、取組を強化する必要がある。省エネ型リフォーム助成制度を追加し、高い助成率を設定することで各家庭でのCO2削減を後押しすること。	3	改定素案では、ZEH、ZEBについて概略の記載に留めておりますが、ZEBの種類があることや区の助成制度の紹介については、普及啓発の取組の中で行ってまいります。 助成制度については、新規技術にも注視しながら適宜見直してまいります。	環境保全課

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	対応区分	検討結果(対応策)	所管
20	13	議会	電子	<p>施策⑥移動の脱炭素化の促進 自動車のZEV化促進について(41頁) ・いつまでに自動車のZEV化を行い、EV用充放電設備を設置するのか目標を明記すること。</p>	3	<p>庁用車のZEV化については、実施計画に基づき導入を進めてまいります。</p>	環境保全課
20	14	議会	電子	<p>基本方針2 資源が循環するまち ものを大切にして資源が循環する未来をつくるについて(44頁) 絶対高さ制限を取っ払い、高層ビルの建設などによる再開発は大量の資源とCo2を排出する。建物においても高耐久がいかに環境負荷を減らすものであるのか、基本方針の1つにするべき。 ※1. 千駄ヶ谷のオリンピック競技場はその前の施設を60年で壊し、1500億円の資源を費やして建てた。 ※2. 渋谷駅前再開発は築20～30年程度の既存建物を壊し、巨大資源を使って建てられた。 ※3. 浜松町の旧東芝ビルは1984年に約400億円の工事費で建てられたが、築38年で取り壊され、10年かけて大規模複合建物がつくられる。 ※4. 建築時に排出される二酸化炭素量を産業連関表と日本建築学会「建物のLCA指針」から大まかな目安で概算してみると工事に伴うCO2排出量は再開発55万㎡のCO2排出総量は鉄骨鉄筋コンクリート造りだと6.69億キログラムにもなり、鉄骨鉄筋コンクリート造りの数値をライフサイクルCo2の木造住宅何棟分かに換算すると11555棟分に該当する。コンクリート系の建物のCo2の排出量は木造住宅の3倍になるため、環境負荷が大きくなる。</p>	7	<p>区は、2022(令和4)年2月に2050年ゼロカーボンシティの実現を目指すことを表明いたしました。現在改定作業中の目黒区都市計画マスタープラン改定素案においても、区のまちづくりにおいて、脱炭素社会の実現に向けた取組を掲げており、ZEB・ZEHの普及促進、既存建築物の省エネルギー化の支援・普及啓発の取組を進めてまいります。</p>	環境保全課 都市計画課 都市整備課 地区整備課 建築課
20	15	議会	電子	<p>施策の目標2-1 3Rの取組の推進について(47頁) 施策11 ごみの発生抑制、循環経済に向けた普及、啓発 ・生ごみを減らす取り組みとして、他の自治体で取り組んでいる「段ボールコンポスト」普及に取り組むべきである。 ・出前講座やエコライフめぐろ等で定期的に学習会を行うなど、お金を掛けずに簡単に取り組める循環型社会を学ぶ機会の創出とごみ削減に取り組むこと。 ・作られた堆肥は貸し農園や家庭菜園などで利用できるよう、農業団体や事業所とも連携し、楽しくごみを減らせる取り組みを推進すること。</p>	4	<p>2022(令和4)年度家庭ごみ組成分析調査によると、燃やすごみの中には生ごみが約1/4含まれており、燃やすごみの減量には生ごみへの対策が有効であると考えております。環境学習や出前講座については、引き続き取り組んでまいります。また、段ボールコンポストや作られた堆肥の活用方法については、今後の研究課題とさせていただきます。</p>	清掃リサイクル課
20	16	議会	電子	<p>基本方針3 身近なみどりははぐくみ、みどり豊かな未来をつくる(50頁) 目黒区一人当たりの公園等の面積は、23区内でも下から3番目と少ない状況であり、緑比率、一人当たり公園面積を、確実に向上させなければならない。成果指標にある緑比率20%、公園面積一人当たり2平方メートル目標を達成させるために、具体的な計画と予算を確保すること。 ・区民センター公園の樹木を保存し増やすことは、区民の要望でもある。区民センターの建て替えに当たって、貴重でかけがえのない樹木をできるだけ保存し、さらに増やす計画にすること。 ・保存生け垣の助成要件は、長さ20メートル以上から長さ10メートル以上に拡充することで緑被率を高め、予算も拡充すること。</p>	3	<p>区内には、歩いて行ける身近な公園等が不足する地域があるため、目黒区みどりの基本計画に基づき、多様な手法による整備の検討を進め、新たな公園等の確保に取り組めます。 区民センター公園の整備については、目黒区みどりの条例に基づく樹木の保全や緑化計画などの基準を踏まえ、みどりの保全と創出に努め、魅力ある公園づくりに取り組んでまいります。 生垣助成の要件変更については、今後予定されている目黒区みどりの実態調査等をもとにその必要性も含め検討してまいります。</p>	みどり土木政策課
20	17	議会	電子	<p>基本方針4 健康で安心して快適に暮らせる生活環境の未来を守るについて(56頁～) 施策の目標4-1安全・安心な生活環境の確保 施策21 公害防止対策の推進の主な取組の追加項目について(59頁) ・たばこの副流煙や3次被害は明らかに化学物質による被害である。特に子どもにも与える影響も大きいことから項目に加えること。</p>	3	<p>区では、喫煙環境の改善に向け、公衆喫煙所の屋外型から屋内型へのシフトを進めることにより、たばこを吸う人と吸わない人が「共存」できる環境の整備とともに、受動喫煙の防止を図っているところです。受動喫煙防止の推進は「健康めぐろ21」の中で指標を掲げて普及啓発を図っております。</p>	環境保全課 健康推進課

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	対応区分	検討結果(対応策)	所管
20	18	議会	電子	・羽田新ルートを通る飛行機の騒音は区民の安全で安心な生活環境の脅かすことから、区独自で騒音測定器を設置することを加えること。	5	区内における航空機騒音測定は、道路や電車の騒音等の関係から、羽田新飛行ルートの直下である区立田道小学校屋上が適地とされ、国により実施されております。 また、その結果については国から情報提供を受けており、国のホームページでも公表されております。 区立田道小学校の航空機騒音測定局において、羽田新飛行ルートの運航開始後、現在まで騒音測定に問題は生じていないことから、区独自の測定局の設置は必要ないと考えております。 なお、国では、短期航空機騒音測定を夏季・冬季に区立大鳥中学校において実施しており、ホームページ等により測定結果を公表し、丁寧な情報提供に努めることとしております。	環境保全課
20	19	議会	電子	基本方針5 みんなが環境を知り、学び、行動する未来をつくる 2032年に目指す姿について(61頁) 基本方針4にも共通することだが、2032年に目指す姿に何が書いてあるのかということは大変重要で、達成する過程で区民や事業者と力を合わせて目標を達成してきたのか、など技術革新により想像もできない世界になっている可能性もあり、膨らませる難しさがあるが、出来るだけ区民が読んでわくわくするような気候危機を打開した先にどんな未来が待っているのかエネルギーの高騰によりエネルギー危機の心配がないとか、再エネによる雇用の創出、日本経済はグリーン経済へと大きく変化するなどを文章を再考すること。	2	ご意見をいただいた点については、改定素案第3章P24「計画改定にあたっての視点」としてグリーン成長戦略やコロナ禍からのグリーンリカバリーなど、成長戦略としての気候変動対策の視点を盛り込んでおり、これらの視点を踏まえて施策を推進してまいります。	環境保全課
20	20	議会	電子	施策25 継続的な環境教育の推進について(64頁) ・気候危機問題は、未来を担う子どもたちにとって重大な問題である。目黒区は子ども条例の立場から、気候危機問題について理解を進めるための教育が必要である。その際、子どもの成長と発達に応じた学習機会を設けると同時に、子どもたちが環境問題に主体的に取り組める環境の整備や、子どもたちの意見を聞く取り組みを進めること。	2	環境に関する教育については、学習指導要領総則において「現代的な諸課題に関する教育」の1つに示されており、教育委員会では、「ESD全体計画」を作成し、その計画に基づき実施するよう、学校に指導しております。 各学校では、総合的な学習の時間、学級活動や委員会活動等の特別活動を中心に、教科等横断的に取り組んでおります。 今後も、子どもたちが主体的に環境問題に取り組むことができるよう、各学校に指導・助言してまいります。 目黒区エコプラザでは、学校や児童館を対象に環境問題に関する出前講座を実施しております。改定素案では、基本方針5の施策26「環境学習機会の創出」で、未来を担う子どもたちへの環境学習機会や意見交換の場の創出等を掲げております。今後も学校や関係所管と連携し、環境学習を推進するとともに、より効果的な学習機会について検討してまいります。	教育指導課 環境保全課

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	対応区分	検討結果(対応策)	所管
20	21	議会	電子	<p>施策28 環境に配慮した活動への支援(65頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境活動に取り組む区民・団体への支援として、気候変動対策に取り組む団体のネットワークづくりなどの支援を行うこと。 ・目黒区として、環境活動を支援し、促進させるためには、区民がどのような関心があるのか。どのような問題意識でいるのか。そうしたことを把握する必要がある。区民への環境問題に対する意識調査を行うこと。 	2	<p>区では、これまで、区内で環境活動に取り組む団体等に対する支援を行ってまいりました。区民等が環境教育・学習を通じて学んだことを活かし、地域の中で環境負荷を低減する行動を実践し、環境にやさしいライフスタイルが定着していくよう、引き続き、支援を行ってまいります。改定素案では、基本方針5の施策28において「ネットワークづくりの推進」を掲げております。施策の展開については、エコライフめぐろ推進協会のコーディネイト機能を活用していきたいと考えております。なお、毎年実施している区民への環境に関するアンケートの結果を踏まえ、各種施策がより効果的な内容となるよう検討してまいります。</p>	環境保全課
20	22	議会	電子	<p>第4章 ゼロカーボンシティ実現に向けた重点プロジェクト プロジェクト② 区内事業所におけるゼロカーボンの促進について(69頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「区からの情報提供や専門家による助言等によりサポートを行います。」とあるが、人材育成を目的とし、区内の環境 NPO 法人職員、中・高校の職員、学生、事業者等を対象とするなど誰を対象に情報提供するのかを具体的にイメージできるような文章にすること。 また参加者が学べる講座開催や気候区民会議創設、研究会など取り組もうとしている形を明記すること。 ・区内事業者が対策を受注できるよう、建築業者がゼロエミッション・ビル住宅を施工できるよう、研修や講習会を支援することや省エネ工事を受注できるように地元コンサルタントへの支援をおこなうこと。 	4	<p>区内事業所におけるゼロカーボンシティの促進は、区内事業者を対象に行うものです。区内事業者を支援する方策については様々検討してまいります。</p>	環境保全課
20	23	議会	電子	<p>第5章 計画の推進 計画の進行管理について(73頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度のPDCAサイクルのなかに、最新の知見へのアクセス、専門家の助言をえる見直しも加えること。 	3	<p>計画の進行管理にあたっては毎年度発行する「めぐろの環境(環境報告書)」において施策の進捗状況を公表いたします。「めぐろの環境(環境報告書)」では環境に関する区民アンケートの実施結果を掲載しており必要な分析も行ってまいります。また、「めぐろの環境(環境報告書)」の内容は学識経験者を含む環境審議会において報告しております。各種施策の展開にあたっては環境審議会の専門的な意見等を活かしてまいります。</p>	環境保全課
20	24	議会	電子	<p>第5章 計画の推進 計画の進行管理について(73頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最後のページに用語集を入れること。 	1	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、巻末に資料編として用語解説を掲載いたします。</p>	環境保全課
21	1	議会	電子	<p>P14 目黒区の取組と課題の章では、前回計画の目標達成状況を示すべきです。前回計画では目標値が概ね「増加」や「現状維持」となっていますが、中には野鳥の種類や、地球温暖化対策地域推進計画の中の二酸化炭素排出量など、数値目標が入っている項目はありました。せめてそれらだけでも記載してください。</p>	1	<p>計画を改定するにあたっては、現行計画(2017(平成29)年3月改定)の達成状況を踏まえて指標や施策を設定いたしました。ご意見の趣旨を反映し、現行計画(2017(平成29)年3月改定)の指標の達成状況については、資料編として掲載いたします。</p>	環境保全課
21	2	議会	電子	<p>P30 レジリエントに注釈がついていますが、このページ以前にも15ページにレジリエントはすでに出ており、そこには注釈がありません。この場合、先に出てきた箇所に注釈をつけるべきではないでしょうか。また、難しい用語がページをまたいで複数登場することを踏まえ、注釈を計画の末尾にまとめて配置した方がより見やすくなるかもしれません。</p>	1	<p>ご意見の趣旨を反映し、巻末に資料編として用語解説を掲載いたします。</p>	環境保全課

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容	対応区分	検討結果(対応策)	所管
21	3	議会	電子	P31 取組点検項目の1-1の区・区民・事業者が地球環境に配慮した行動をとっていると思う区民の割合が現状35%となっているこの出典はどこでしょうか。 また、区・区民・事業者は全くの別主体ですから、同一の指標として管理するのは無理があると思います。	3	この割合は、2021(令和3)年度の「区民満足度に関する調査」において、「区・区民・事業者が地球環境に配慮した行動をとっていると思いますか」との設問に「とてもそう思う」または「そう思う」と答えた方の割合となっております。ゼロカーボンシティの実現に向けては区・区民・事業者が協力しながら取り組んでいくことが重要であると認識し、このような指標としております。	環境保全課
21	4	議会	電子	P33 「ゼロカーボンシティの実現に向けて」という項目がどのような位置づけ(基本方針と施策の間に記載されている意図は?)なのかが分かりません。 このタイトルの左側の正方形のマークの意味が不明ということも、分かりにくさに拍車をかけているように感じます。この場合、マークではなく、(参考)なのかそれとも他の意味で記載しているのか、位置づけを明確にするべきです。 また、P68以降に2050年ゼロカーボンシティ実現に向けた重点プロジェクトが記載されています。思い切ってそちらの項に統合してもいいかもしれません。	1	P33～37までは、P31に掲げる目標のうち重要な目標について、理解を深めていただくために図示したものととなりますので、その趣旨が伝わるように説明を追記いたします。	環境保全課
21	5	議会	電子	P35～P36 色付けされた表とロードマップの色が連動しているものと思いますが、ページめくりがあるため、確認に手間を要します。前後のページと配置換えすることで、見開き1ページで確認できるようにできないでしょうか。	1	ご意見の趣旨を反映し、見やすい表記へ変更いたします。	環境保全課
21	6	議会	電子	P38 このページに限った話ではないですが、施策①などとなっている数字部分が、紫の背景と重なって見づらい(特に数字が二けたになった際)ため、○を外して施策1などと表記した方が良いと思います。	1	ご意見の趣旨を反映し、見やすい表記へ変更いたします。	環境保全課
21	7	議会	電子	P45 P47で明確に“まず「リデュース」に優先的に取り組みます”と謳っていて、施策もリデュースや削減という内容に重きが置かれているわけですから、P45の成果指標、取組点検項目には廃棄物の量など、リデュースが進んだかどうかを確認する項目を入れるべきです。	3	成果指標等については、2023(令和5)年度に予定しております一般廃棄物処理基本計画改定の検討の中で参考にさせていただきます。	清掃リサイクル課
21	8	議会	電子	P51・P57・P62 目標値は増加などではなく、可能な限り数字で示すべきです。	4	ご意見をいただいたページの目標値については数値目標を設定していないものも含まれますが、毎年度作成する「めぐろの環境(環境報告書)」の中で、施策や事業の進捗状況を実績値等を用いて、計画の達成状況を評価し、改善を図っていきたいと考えております。	環境保全課